

令和6年度 糸魚川市立糸魚川小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立糸魚川小学校

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「糸魚川市立糸魚川小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

（1）いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第2条より）

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。具体的ないじめ類似行為の例として、「インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合などが挙げられる。

③ 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

④ 児童の責務（いじめの禁止）

- ・児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごさず、解決に向けて行動する。
- ・いじめを発見した、またはその疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談する。
- ・インターネットを通じて発信される情報の特性に対する理解を深めるよう努める。

⑤ 学校の責務

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

⑥ 保護者の責務

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」※であり、保護する児童がいじめを行わないよう、必要な教育に努める。また、保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に当該児童をいじめから保護する。

（2）いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤保護者・地域住民に、学校いじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校生活の基盤として「いじめ防止」を掲げ、いじめをさせない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体をととして、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象学校生活アンケート調査（5月上旬、7月上旬、9月中旬、12月上旬、3月上旬）
- ・保護者を交えた学校生活アンケート調査（5月下旬、10月下旬、1月下旬）
- ・児童対象の教育相談を通じた調査（6月、11月、2月、随時）
- ・保護者対象の学校評価アンケート調査（7月、12月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「校内いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

※校内いじめ・不登校対策委員会については、別紙参照。

② 構成員

構成員は、校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者とする。

③ 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

会議は週 1 回開催し、以下の点について話し合う。また、いじめ発生時は緊急に開催する。

- ・いじめの認知に関すること（特定の教職員のみによることなく、組織で判断する）
- ・いじめの発生時の対応に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること

（3）いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、課外活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

（1）重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

（2）重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

（3）その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点

で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民 対象
4	○糸魚川小学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童の情報交換 ○生活指導(アセスメント)部会(随時) ○特別支援教育理解	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実(通年) ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○生活目標達成のための取組(通年、社会性育成部との連携) ○1年生を迎える会 ○異学年交流(通年) ○学校生活アンケート(通年)	○いじめ見逃しゼロ県民運動(通年) ○いじめ防止対策の説明と広報 ○あいさつ運動・丁寧な言葉遣い(通年) ○学習参観 ○学級・学年懇談会 ○PTA活動の充実(通年) ○家庭訪問
5	○児童の情報交換	○運動会(社会性育成の視点) ○Q-U検査 ○ひすいの里総合学校との交流活動	○学校公開 ○広報活動
6	○児童の情報交換	○教育相談 ○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○みんなで遊ぼうデー① ○わかば遠足 ○eネットキャラバン(3年生)	○広報活動
7	○学校評価(前期) ○児童の情報交換	○スマイルレター(委員会) ○1学期の振り返り	○学年保護者懇談会 ○広報活動
8	○生活指導研修 ○学校評価(前期) ○児童の情報交換	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成 ○広報活動
9	○児童の情報交換	○みんなで遊ぼうデー② ○学習参観(道徳授業公開)	○学習参観(保護者講演会) ○広報活動
10	○生徒指導研修 ○児童の情報交換	○文化祭 ○Q-U検査	○文化祭 ○広報活動
11	○児童の情報交換	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○みんなで遊ぼうデー③ ○教育相談	○広報活動 ○個別懇談会
12	○学校評価(後期) ○生活指導研修 ○児童の情報交換	○みんなで遊ぼうデー④ ○スマイルレター(委員会) ○2学期の振り返り	○広報活動
1	○学校評価(後期) ○児童の情報交換	○教育相談	○広報活動
2	○児童の情報交換	○移行学級 ○eネットキャラバン(5年生) ○卒業、進級に向けた取組 ○みんなで遊ぼうデー⑤ ○スマイルレター(委員会)	○学習参観 ○広報活動
3	○新年度体制づくり ○児童の情報交換	○学習参観 ○六年生を送る会 ○年度の振り返り ○卒業式	○学年・学級懇談会 ○卒業式